

令和元年10月10日(木)
国土交通省関東地方整備局
建設部

記者発表資料

11月は「建設業取引適正化推進月間」です。

～みんなで守る適正取引～

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」として、この期間に啓発活動等を集中的に行っているところであり、本年度も関東地方整備局においては、管内都県と連携を図り、以下のとおり実施いたします。

1. 実施期間

令和元年11月1日～30日

2. 主な実施内容

- (1) ポスターの掲示
- (2) ホームページ、Facebook等を通じた広報
- (3) 建設業者等を対象とした講習会の開催
- (4) 立入検査の実施

※詳細については、別添資料及び関東地方整備局HPをご覧ください。
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/kensan00000045.html>)

| | |
|----------------------------------|--|
| 発表記者クラブ | |
| 埼玉県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 | |
| 問い合わせ先 | |
| 建設部 | 建設業適正契約推進官 <small>ひらいし</small> 平石 <small>のぶあき</small> 信明 (内線6119) |
| | 建設産業第一課 課長補佐 <small>せきね</small> 関根 <small>まさひろ</small> 正浩 (内線6144) |
| 電話 | 048-601-3151 (代表) |

令和元年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）とし、この期間に建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行っているところであり、令和元年度については、下記により実施することとする。

記

1. 実施期間

令和元年11月1日～30日

2. 主な実施内容

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

本月間は、建設業者等に対して、建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

① ポスターの掲示

関東地方整備局（本局、事務所）、都県等にポスターを掲示する。

② ホームページ、Facebook等を通じた広報

取引の適正化に関する普及啓発のため、関東地方整備局、都県等のホームページ、Facebook等を活用し、広報を行う。

(2) 建設業者等を対象とした講習会の開催

① 講習会の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象として、関東地方整備局及び管内都県等が主催する講習会等を月間内を中心に開催する。
関東地方整備局主催の講習会は以下のとおり実施を予定する。

■日 時： 令和元年11月28日（木）13時00分から

■場 所： さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂

※なお、都県主催の講習会等の詳細は都県HP等で確認すること。

② 留意事項等

建設業取引の適正化を推進するため、建設業法、建設業法令遵守ガイドライン及び下請取引の改善に向けた通知、建設業フォローアップ相談ダイヤル、駆け込みホットライン及び建設業取引適正化センター等の各種相談窓口等について周知する。

(3) 立入検査の実施

月間内は、関東地方整備局が通常行う建設業者への立入検査を重点的に実施するとともに、必要に応じ、各都県と連携を図り、大臣許可業者及び知事許可業者を対象として、合同での立入検査を実施する。

なお、立入検査の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導等を行う。

また、立入検査（合同立入検査を含む。）を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

建設業取引適正化等に関する講習会

建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえつつ、技術と経営に優れた建設企業が生き残り、成長する環境を整備していく上で、建設業の法令遵守を徹底していくことが極めて重要です。

建設業の健全な発達を促進するため、建設業の取引適正化等を図ることを目的として、建設業者を対象とした「建設業取引適正化等に関する講習会」を開催いたしますので、是非ご参加ください。

■日 時:令和元年11月28日(木) 13:00～16:40

■場 所:さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 (別添 交通のご案内 参照)

主 催 国土交通省関東地方整備局

内 容

○建設キャリアアップシステムと建設業の将来
芝浦工業大学 建築学部
教授 蟹澤 宏剛 氏

○工事現場等における労働者に関連した事件の判例について
京橋法律事務所
弁護士 犬塚 浩 氏

○建設業の適正取引に向けて ～実際のトラブル事例を踏まえて～
公益財団法人 建設業適正取引推進機構
企画業務部長 森川 泰敬 氏

対象及び定員 建設業者を対象に400名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

申 込 方 法 別紙、「講習会申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。
なお、申し込みにご利用した講習会申込書(写し)を当日受付までお持ちください。

問い合わせ先 国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 調査第一係
TEL 048-601-3151
FAX 048-600-1921

建設業取引適正化等に関する講習会 申込書

| | | |
|--------------------|-----|----|
| 会社名 | | |
| 所在地 | 〒 - | |
| TEL | | |
| FAX | | |
| 受講者 (所属・氏名) | 所属 | 氏名 |
| | | |
| | | |

- ① 本申込書に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申込下さい。
- ② 講習会申し込みの受付については、先着順とし、定員になり次第締切りとさせていただきます。(定員超過により受講をお断りする場合には、連絡させていただきます。なお、連絡がない場合には出席可能とご理解下さい。)
※会場の定員には限りがございますので、各社3名までの参加をお願いします。
- ③ 当日は、公共交通機関をご利用ください(駐車場がございません)。
- ④ ご記入いただいた個人情報は、講習会業務以外の目的に使用することはありません。
- ⑤ 当日は、申し込みにご利用した講習会申込書(FAXした講習会申込書)の写しをお持ちください。
- ⑥ 当日の受付開始時刻は12:15からとなります。

交通のご案内

